

第1号被保険者の介護保険料について

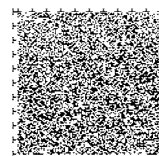
保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第1号被保険者の保険料基準年額は、68,880円（基準月額5,740円）となります。

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、本人が生活保護受給者または老齢福祉年金受給者、あるいは本人の合計所得金額と公的年金等収入の合計 ^{※1} が80万円以下の場合	基準額 ×0.3 ^{※3}	1,730円	20,760円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下の場合	基準額 ×0.475 ^{※3} (R3年度)	2,730円	32,760円
		基準額 ×0.5 ^{※3} (R4～5年度)	2,870円	34,440円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階以外の場合	基準額 ×0.7 ^{※3}	4,020円	48,240円
第4段階	世帯に市民税課税者がいる場合で、本人が市民税非課税で、公的年金等収入と合計所得金額が80万円以下の場合	基準額 ×0.875	5,020円	60,240円
第5段階	世帯に市民税課税者がいる場合で、本人が市民税非課税で、上記以外の場合	基準額 ×1.0	5,740円	68,880円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額 ^{※2} が120万円未満の場合	基準額 ×1.1	6,310円	75,720円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合	基準額 ×1.25	7,170円	86,040円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合	基準額 ×1.5	8,610円	103,320円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の場合	基準額 ×1.6	9,180円	110,160円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	基準額 ×1.75	10,040円	120,480円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の場合	基準額 ×1.87	10,730円	128,760円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の場合	基準額 ×1.975	11,330円	135,960円
第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の場合	基準額 ×2.15	12,340円	148,080円
第14段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,500万円以上の場合	基準額 ×2.25	12,910円	154,920円

※1 「合計所得金額と公的年金等収入の合計」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得金額を差し引いて算定します。

※2 「合計所得金額」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

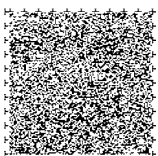
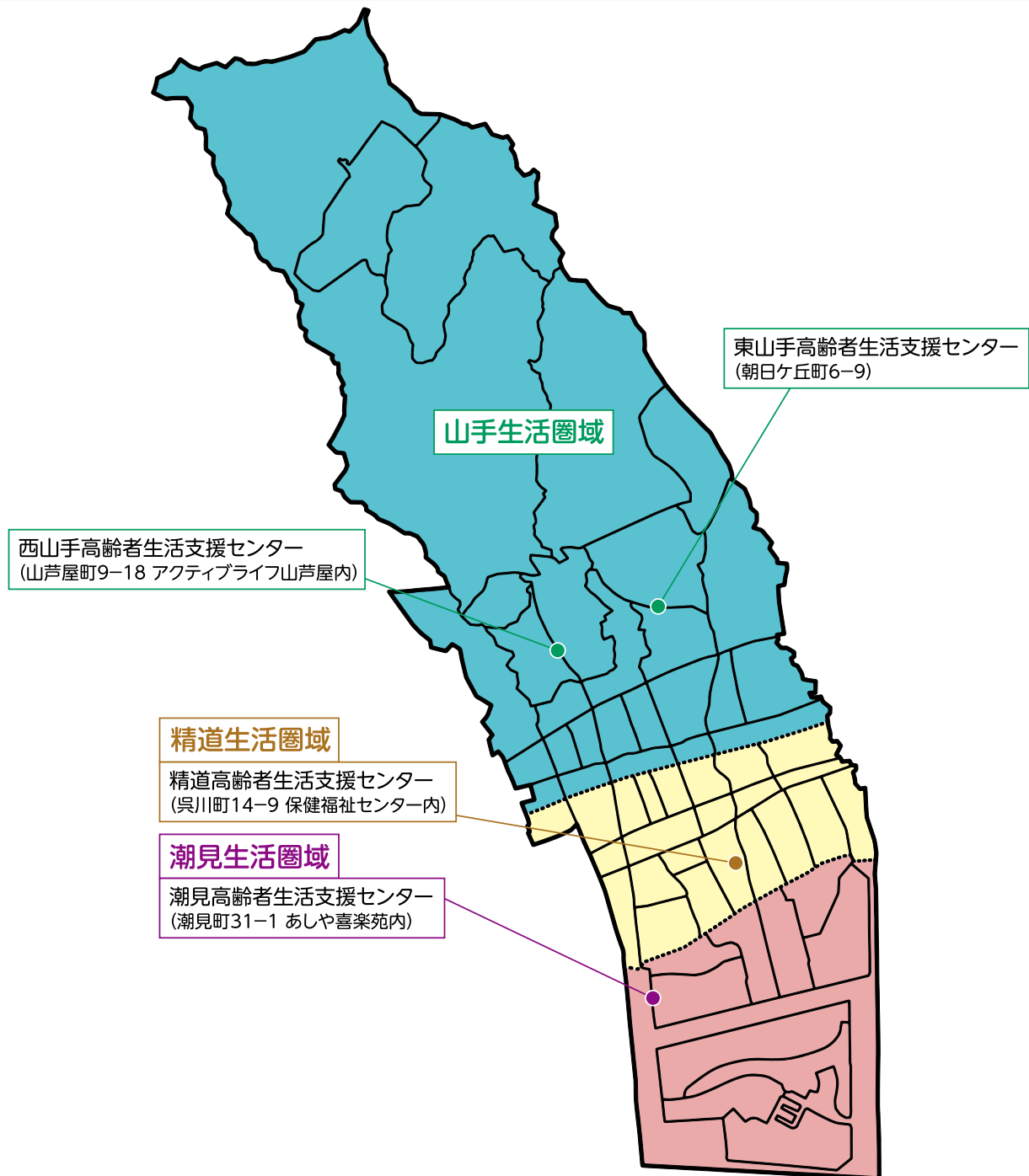
※3 公費による低所得者の第1号保険料軽減強化により、第1段階は0.5が0.3に、第2段階は0.75が0.5（令和3年度のみ、経過措置として0.725が0.475）に、第3段階は0.75が0.7に保険料率が軽減されています。



地域の支援拠点

本市では、高齢者を住み慣れた地域で支える「地域包括ケア」を推進するために、中学校区を基本に「日常生活圏域」を設定しています。それぞれの日常生活圏域には「高齢者生活支援センター」（地域包括支援センター）を設置しており、身近な相談窓口としての機能を含めた地域支援事業（包括的支援事業）や、要支援認定者への介護予防ケアマネジメントを一体的に実施しています。

本計画期間においても、この日常生活圏域ごとに介護施設の整備を進めるなど、介護サービスの充実を図っていきます。



■発行／芦屋市
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL 0797-38-2044 FAX 0797-38-2060
ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>
■編集／芦屋市福祉部 高齢介護課

